

Ⅲ 書評

浜田博文編著『学校ガバナンス改革と危機に立つ「教職の専門性」』

— 学文社、2020年 —

公立鳥取環境大学 川口 有美子

1. 本書の目的

本書は、本・大塚学校経営研究会会長であり、編著者である浜田博文氏（以下、敬称略）が研究代表を務めた2015年度～2017年度日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金、挑戦的萌芽）「新たな学校ガバナンスにおける『教育の専門性』の再定位」による共同研究の成果をまとめたものである。編著者の浜田のほか本共同研究メンバーであった8名が執筆され、本書の表紙にも名が連ねられている。その多くが本研究会会員でもある（表紙掲載順に、山下晃一・朝倉雅史・安藤知子・高谷哲也・加藤崇英・大野裕己・高野貴大・照屋翔大）。計9名の執筆者によるものだから、各執筆者の研究上のこだわりやこれまでの各自の研究履歴に基づく個性が随所によく表れており、失礼な表現であるかもしれないが、飽きのこない刺激的な一冊であった。

さて、当該研究の主たる問題意識は次のようなものであった。「近年の日本の教育改革論議と学校ガバナンス改革において教職の専門性が相対的に劣位に置かれていることの問題性に着目し、教職の専門性が置かれている危機的状況の内実を解明するとともに、それを再構築するための社会的装置のあり方を、日米比較の視点をもって理論的・実証的に追究することを目的とする」（2頁）。続けて、「過去20年ほどの間に進行してきた学校ガバナンス改革では、地方教育行政および学校経営における意思決定手続きや組織評価等の仕組みにおいて非『教職の専門性』が『教職の専門性』を凌駕する傾向を強めている。だが、ガバナンス（governance）の含意を『民による共同統治』と受け止めるなら、むしろ教職の専門性をこれまで以上に正統化して新たなガバナンスの中で明確に位置づけることが必要である」としている（同頁）。

2. 各章の概要

序章第3節「本書の構成」においても、コンパクトに各章の概要説明がなされているので参照されたいが（7-10頁）、以下の通り各章の概要を記す。なお、目次を転記し一覧として本書の内容と執筆者を掲載したいところであるが、紙幅の関係上、以下のような形で記載する。

(1) 序章：本書の目的と問題の所在（浜田）

本書のタイトルにもある「学校ガバナンス改革」の主な内容について、第2節「問題の所在」にて説明がされている。4つ挙げられており、第一に、保護者・地域住民の学校運営への参加・参画のための制度導入（学校評議員制2000年～、地域運営学校2004年～）や職員会議の法制化、

第二に、学校評価の法制化（2007年～）、第三に、学校管理職への「民間人」等の登用の制度化（2000年～）、第四に、地方教育行政における首長権限の強化（2015年施行改正地教育法）、である。こうした改革の中で、「学校のガバニング・プロセスを広く視野に含めた（中略）教職の専門性の位置はどうなっているか、『教職の専門性』と非「教職の専門性」はどのような相互関係をなしているのかなどについての議論は未成熟である」（7頁）との問題意識を述べている。また同じく本書タイトルにある「教職の専門性」については次のように定義している。「教職の専門性の構成要素は可視的で技術合理的な内容（授業展開の手順、机間巡視や板書の技術、発問の仕方等）に限らず、子ども理解、授業・学級に対する捉え方、さらには学校観、社会観、倫理観、社会的公正に対する認識などに繋がりをもって成り立つ、幅広さと奥深さをもつもの」、「要するに『学校の教員という職業＝教職』が保証しなければならない独自の力量をさす」（10頁）、としている。なお、「『教育の専門性』という概念と対比させながら教職の専門性を再定位する必要がある」として、本書では「『教職の専門性』と『教育の専門性』を意識的に区別して用いている」点にも言及している（10-11頁）。

（2）第Ⅰ部：ガバナンス改革の中の学校と教職

【第1章：ガバナンス改革の中の学校（浜田）】「学校ガバナンス」は個別学校の経営に焦点づけた用法であっても、「ガバナンス」自体が幅広い事象やプロセスを包摂することを指摘し（19頁）、「『ガバナンス』が（中略）『透明性』『説明責任』『参加』『公平性』という要諦を踏まえると、広い意味での『学校参加』と『学校評価』を基軸に把握する必要がある」（同頁）として、両者について現況を述べている。前者の「学校参加」については、学校運営協議会の会議場面で参加態様だけに焦点を当てて捉えるのではなく、「学校支援地域本部による教育活動の支援、あるいは、地域学校協働活動の中で展開される学校・保護者・地域住民の間の相互作用の実態も『学校ガバナンス』の進展としてより積極的に捉えるべき」（20頁）として、また後者の「学校評価」については、「教職員どうし、ならびに学校と地域の多様なアクターとの間に、教育実践を主題とする多方向コミュニケーションを機能させない限り」、学校評価ガイドライン（2016年改訂）に挙げられている学校運営の組織的・継続的な改善の目的にかなうものにはならず、「そこでイニシアティブをとるべき第一のアクターは教員であり、その正統性を担保するのは教職の専門性である」（23頁）として、現況に対する見立てが示されている。

【第2章：学校ガバナンス改革の中の教職の劣位化（浜田）】「学校ガバナンス改革は、総じて、学校の組織と経営を『脱教職』化する指向性が強い」（28頁）として、例えば学校運営協議会には非教職の住民・保護者を中心メンバーにするといったように「非教職のステークホルダーを学校経営の正統的アクターに位置づけるガバナンス改革は、学校組織における教職の位置を相対的に劣位化しているときえいえよう」（30頁）と言及するほか、「チーム学校」論議より、「従来よりも幅広い『教育』を射程にのこしたマネジメントを必要とし、教員の多忙軽減を導かない可能性が高い」（33頁）と指摘している。最後に、「教職の専門性が準拠すべき『正当化根拠』は「学

校組織論(研究)だと」し、教職実践者とその研究者の協働によって「専門学術分野のコミュニティ (disciplinary community)」を創ることで、「教職の専門性に確かな基盤をもたらすことになる」(35-36頁)としている。

(3) 第Ⅱ部：学校ガバナンス改革の事例における「教職の専門性」

【第1章：大阪府における公立高校入試制度改革—調査書をめぐって(山下)】「近年の大阪府・大阪市では、現行の公立学校や教職員への厳しい異議を基調とする政治主導型・首長主導型のガバナンスが展開されてきた」(40頁)事例から、「大阪府公立高等学校入学選抜における調査書(内申書)の位置づけ、さらに絞れば、評定を算出する際に『中学生チャレンジテスト』と称する府独自の学力調査を用いて補訂するという施策展開」(41頁)を素材に(端的にいえば、相対評価から絶対評価に転換—評者註)、「教育の専門性の劣位化を如実に表す典型例の1つ」(42頁)として検討を行っている。当該政策過程において行政は、『教える側』(教員側—評者註)なら不可避の本質的課題へ能動的・創造的に正対・応答したとは言いがたい(62頁)として、政治主導によって教育の専門性が疎外されていった内実を描いている。

【第2章：「官民一体型学校」における教職の専門性(朝倉)】佐賀県武雄市での市長が主導した「官民一体型学校」、すなわち、市教委と民間学習塾の「花まる学習会」が提携し、公立小学校に学習塾のノウハウを取り入れた「武雄花まる学園」(2016年度調査時点5校で導入済)の事例から、「非教職アクターの参画が、従来の教職の専門性をいかに変化させるのか」(67頁)を分析している。本事例では「当初の政策意図とは異なり」、「学校・教員・子ども・地域の関係(再)構築」がみられ(78頁)、「諸アクターが異なる期待や意義をもちながら学校に関与しつつ、微妙なズレを伴った思惑が交錯・対立することなく、共存している」(79頁)ことや、民間のノウハウが導入されても「教員への信頼や尊敬はむしろ高まったといえるかもしれない」(80頁)一方で、「(教職の)専門性の矮小化とも言うる状況」(81頁)がみられたと指摘している。

【第3章：「コミュニティ・スクール」の事例における教職の専門性(安藤・高谷)】A県B市にあるC学園のコミュニティ・スクールを事例に、ガバナンス改革の実態を検討している。C学園は、学校支援地域本部事業による支援組織(青少年育成会議)と各学校(D中と4つの小学校)の運営協議会を1つに統合した組織である。結論を急げば、この事例は「学校ガバナンス改革というよりは、D地域の教育ガバナンス改革」(99頁)であった。ここでは、『教育の中核領域』に対しては踏み込まれていない(同頁)とあるように、『教職の専門性を必要としない、学校教育の範囲外と考えられる多様な活動』が、地域住民や保護者による教育活動として捉えられるという教育概念の拡張(101頁)が認められた一方で、「教職の専門性の内実が問われず」、「社会的コントロールはいっそう空洞化するという新たな課題も発見された」(同頁)とある。

【第4章：事例の考察(加藤・大野)】次の2つの視点で前掲の第1～3章で取り上げた事例に対し考察を行っている。第一に、ガバナメントとの関係性における新たな学校ガバナンス改革における「教育の専門性」の視点で第1章大阪府での事例を考察、第二に、学校ガバナンス改革の組織

過程の分析より第2章佐賀県武雄市と第3章A県B市の事例を考察している。前者について、『ネットワーク型ガバナンス』と従来型の『強固なガバメント』がいかに共存的に機能しているか、その関係性を問う視点が重要(110頁)、後者について、『教職の専門性』劣位化の不発生可能性(117頁)と「教職の専門性の『矮小化』の可能性(118頁)を指摘している。

(4) 第三部：危機に立つ「教職の専門性」

【第1章：教職の専門性に関する教員の認識(高谷)】全国6県・計23名の小学校教員に対する各県単位で実施された座談会調査からの結果や知見がまとめられている。同調査では先述の武雄市の取り組みを紹介した新聞記事を題材に教員たちが語り合っていた。その語りからは、「直接的な教職の専門性の劣位化というよりも、教職の専門性に関わる内容への立ち入りを回避したりうまく利用したりする意識傾向または制度認識が存在することが確認され(145頁)、一方で「教職に内在している『危機』の片鱗がうかがわれる(同頁)と指摘している。

【第2章：学校ガバナンス改革下の「教職の専門性」—その危機と課題—(山下)】前章を受け、さらに掘り下げ検討していた。前記の座談会調査で教員より得られた見解が「学校教育をめぐる多様な位相・次元に及んでいた(154頁)として、中内敏夫の研究を手がかりに3つの「位相(教育計画/教育集団/教育過程)」に着目し、教職の専門性の位置づけについて考察を行っている。最後には、「教職の専門性とその正統性自体を、あるいはそれに対する社会的認知を回復するため(160頁)の課題として次の3点を提示している。第一に、「自らの教育実践がいかなる将来展望、とりわけ社会的な意義を発揮するものか、明示的・自覚的に追究・発信すること(同頁)、第二に、「教員および教育専門家が保護者や地域に向けて直接に働きかける、いわば広義の教育実践や『教育の専門性』を発揮できるような見通しを探る」こと(同頁)、第三に、「教員にのみ、教職の専門性の有効性・正統性提示・証明の責任を負わせるだけではなく(同頁)、市民や行政が「それぞれいかに学び・変わるかについても鋭く問う」こと(同頁)である。

(5) 第四部：「教職の専門性」の再構築へ

【第1章：アメリカの「教職の専門性」における社会正義(高野)】ワシントン州シアトル学区にあるシアトル教員レジデンシー(STR)における「社会正義(social justice)」を志向する教員養成改革を事例に教師の省察と教職の専門性、さらには、教員養成における多様なアクター間のパートナーシップについて考察をしている。前者について、「教師の省察に社会正義が織り込まれることで、教職の専門性は教育実践を介した社会的公正の実現可能性へと開かれる(178頁)、後者について、『教員文化』の地道な変革が意識されている(179頁)と指摘している。

【第2章：アメリカにおける「優秀教員」資格認定の取り組み(照屋)】全米教職専門性基準委員会(NBPTS)による優秀教員資格認定の取り組みを事例に、「現場レベルでの意味づけ」を考察している。NBPTSの専門性の基準は「教授・学習という場面における教員の専門的力量的内実を柱にしている(196頁)が、「保護者や地域住民の理解や信頼を取り付けるプロセスが、その前段として不可避になっているという事実(197頁)があり、「協働を通じた信頼の獲得こそが」、「新

たな専門性の具体として立ち現れている」(同頁)と指摘している。

(6) 終章「教職の専門性」の正統化装置の在り方(浜田)

本書を通じてみてきたものとして、「必ずしも第I部で問題提起したような教職の劣位化とはいえない事実であった。当初の想定とは異なるものの、見過ごせない事態があり、「教職の専門性の『矮小化』が内在する傾向あるいはその可能性である」(204頁)と見解を述べる。そういった中で次の4点について検討を行った。第一に、学校ガバナンス改革が「教職の専門性を相対化する性質をもつため、その正統化が重要」になること、第二に、「教職のスタンダード策定政策が教職の他律性を強化する傾向をもつこと」、第三に、「教職の専門性の準拠基盤のあり方を(中略)『専門主義』と『公共性』の関係をめぐる議論を参照して考察すること(医師との比較を事例に一評者註)」、第四に、「法制化された『教員育成指標』の問題点」について、であった(205頁)。

各点の主張は次の通りであった。第一については、「専門職としての自律性を確かなものにするための鍵は、『それが提供する質と倫理性を、専門職自らが「自己規制」によって担保する(進藤2005参照一評者註)』こと」(207頁)、第二については、「教職の専門性の『正統性』を担保するための、ガバナンス装置を問う」こと(210頁)、第三については、「教員が実践経験を通じて得た知識・技能と、教育学的な知識や思考様式等を絡み合わせることで教職の専門性の内実は生成されている」ので、「教職の専門性の正統化装置は、このことを十分に踏まえたうえで検討される」こと(212頁)、第四については『『研究者(学会)』と『実践者(専門職団体)』の交流による専門知の生成を意識したうえで、『行政』と『市民』を交えたガバナンスの構図を描く』こと(218頁)、である。

(7) あとがき(浜田)

「学校ガバナンスの仕組みが形成されるとともに、教職の位置づけは相対化され、学校現場において教職の劣位化が進行しているのではないかという仮説は実証されなかった」(232頁)と改めて本研究の成果を振り返っている。

3. いくつかの問いと考察

計12章から構成された本書であったが、1章ずつ取り上げて検討したいほど、いずれの章も極めて意義深いものであった。3年間の共同研究過程においては、学会発表や論文投稿(個人レベル・共同ともに)などもされつつ、毎回の研究会等では全国各地から集ったメンバー同士で昼夜問わず熱い議論をしたのであろう。勝手ながらそのシーンがよく浮かんでしまい(評者の長きに渡る大学院時代に編者のご指導を受けていたせいもあるが)、懐かしい思いなどを馳せた次第である。本書を通じて、刺激的な知見を数多く頂戴したところであるが、いくつかの問いも浮かんだ。的外れなものや読み方が間違っていることもあるかもしれないが、以下に記させていただく。

(1) 「学校ガバナンス改革」事例へのまなざし：事例選定への大いなる疑問

「学校ガバナンス改革」の具体事例として、第Ⅰ部では、大阪府の政治主導による高校入試関連施策と武雄市の官民一体型学校、そしてA県B市D地域のC学園という1中4小合同「コミュニティ・スクール」の3つが取り上げられた。これらにおいて教職の専門性の劣位化をどのようにみることができるのか、緻密な検討・分析が行われ、非常に興味深いものであった。しかしながら、3事例とも特異過ぎる特殊事例であったように思う。「教育の専門性の劣位化を如実に表す典型例の1つ」というように設定されても、「どうしてその事例でなければならないのか」という選定の理由が首肯しがたかった。序章で、「学校ガバナンスを考察対象に据えようとしたとき、その制度と諸アクターの法的権限や、法制化された会議体の運営の側面のみに着目していると、教職の専門性という重要な要素を組上に載せにくい」（7頁。傍点―評者註）とあったが、当該3つの事例が教職の専門性という重要な要素を組上に載せやすくなる妥当性が理解しがたい。

ただし、特異過ぎる事例とはいえ、浮かび上がった教職の専門性の劣位化をめぐる実態（教育の専門性が疎外されていたことや教職の専門性の矮小化、教育概念の拡張等）は、他の事例・地域であっても生じうるものも多分にあると思われる。あくまでもそれは仮説でしかないので、さらなる事例の追加検証も必要であるといえる。さらなる事例分析といったときに、全国的にみて「身近」で「共通」するようなものが適すると思われる。例えば、大阪府の事例では教育委員・定例教育委員会への着目があった。もちろん、彼らやその会議体の位置づけはいままでもなく重要である（一方で、以前より定例教育委員会が事務局案の追認ばかり等で、その形骸化が指摘されている）。また、どこの自治体においても（広義の）教育委員会の中には各種施策事業に応じた専門委員会や審議会等が多数存在している。そこには研究者も有識者委員として招聘され（時にはその「長」をも命ぜられたり）、学校・関係団体等選出の委員や一般市民の方々と審議や協議等を行い、政策立案に関与する。こうした下部組織における審議や協議等の実態を含めた教育委員会議事までのガバナンス・プロセスのダイナミズムの中で、果たして、教職／教育の専門性の劣位化はいかに進行しているのかどうか、探る必要がある。

関連して、どうして、第Ⅲ部の座談会調査で用いられた素材（テーマ）が、武雄市の「官民一体型学校」を取り扱った新聞記事であったのか、その採用の利点について首肯しがたい。まだ当該調査に佐賀県内の教員が入っていたのならわかる（武雄市の教員には座談会調査ではなく、「官民一体型学校」改革をめぐる事例調査の中でインタビュー調査を実施しているが）。当該記事を用いたことで、教員も教育方法・技術論の方に誘導されてしまった側面は否めない。さらに、教員の口述は「自らの信念を貫くという覚悟さえ感じられた」（151頁）ともあったが、どこかで“自分からは少し遠い話”とか、教職大学院をはじめとする関係者（現役院生や大学院派遣経験者）も多かったせいか（23名中11名）、相対化して事象をみることに長けているようで、“冷静”に語っているような印象も拭えず、教員自身の“日常的な生々しい”認識が露わになっていたのかどうかは、疑問に思う。

加えて、アメリカの2事例における位置づけも首肯しがたい。つまり、STRの事例と「優秀教

員」資格認定施策は、日本における「学校ガバナンス改革」事例と並置してもよいのだろうか。「教職の専門性」を検討するための事例であるという意図は理解できるが、日米比較の視点が持ちづらい。大阪府・武雄市・C学園の事例を見た後だと、なおさらである。STRと「優秀教員」の後にも、第Ⅱ部第4章のような「事例の考察」があったら、また違ったのかもしれないが。

(2)「教職の専門性の矮小化」の要因と「民」の問題

前項の延長になるが、結局、座談会調査で誘導されてしまった中で語られたことから、「教職の専門性の矮小化」が見られたという見解も首肯しがたいほか、「官民一体型学校」でなくても、「型」が導入されると「教職の専門性の矮小化」は生じしうることと思われる。元々の武雄市調査（第Ⅱ部第2章）で、「教員が積極的に研修を行う過程で塾教材のアレンジや組み換えを行っていたとはいえ、それらは方法や技術の枠を超えるものではなかったことが指摘できる。ゆえに『型』の存在が研修をトレーニングとして活性化し、動機づけを喚起する一方で、教職の専門性を特定の教育方法や技術の問題に矮小化してしまうことも否定できない」（80頁）とあった。先行研究からの知見も引用されていたが、以前から、いわゆる「〇〇メソッド」と称されるような「型」の導入による教師の専門性の矮小化は懸念されてきた問題である。確かに、設置者が「型」を導入したのだから「学校ガバナンス改革」による要因ともいえるが、直接的な要因は「型」の導入である。従って、「官民一体型学校」によって教職の専門性の矮小化がみられたというのではなく、「型」が導入されたことによってそれがみられた、ということではないかと思う。

目下、「民」（間）の活用は武雄市の小学校のみならず、全国各地、学校種問わずその事例はみられている（地名や団体名等の固有名詞を挙げられないことをご理解いただきたい）。NPO法人であったり財団であったり、「民」といっても当然営利企業だけではない。企業といっても教育産業のみならず、いわゆる経営コンサルティング会社等普段は教育業界にはいない主体も大いにアクターになっている。確かに「民」はオリジナルな「型」やノウハウを持っている。さらに、「カリスマ」や「〇〇請負人」的な人物をも有していたりする。行政も学校も、ときに、「民」に依存してしまったり、本来は行政や教員の取り組みであると思われるものが委託・代行されているという事態もすでに起こっている。それを「教職が劣位に置かれている状況」と言えば本書の問題意識と符合するところであり、評者も強い関心を持っているので追究していきたいと思っている。

(3)「教職／教育の専門性」を考えること：「学校経営の専門性」から

むろん、「教職／教育の専門性」は「学校ガバナンス改革」を取り巻く大きな教育システム、さらには、それを取り巻く社会システムの中で、これまでも危機に晒されてきたといえる。本書を手にした際、評者が最初に懐かしく思い出されたのは、本研究会の紀要第33巻（2008年8月）の特集「学校経営における専門性再考」であった。3本の特集論文が収録されており、次の通りである。①水本徳明「学校経営の専門性問題—その構造と展望—」②天笠茂「地域運営学校（コミュニティ・スクール）と学校経営の課題」③加藤崇英「学校組織マネジメントと学校経営の専門性」。本書でこれらの論文が引用・参照されてはいなかったが、本書のテーマをさらに深掘りす

るために読まれるとよいと思う。水本論文では、「学校経営の専門性問題は教育システムと外部との境界の変容として捉えられるが、境界の変容の在り方によって次のように分類することができ、「学校経営の専門性問題」として次の4点を指摘している（上記紀要1-2頁）。第一に、「学校と地域との連携と呼ばれている事象で」、「学校と外部との境界の浸透性が高まり、資源や人材の行き来が容易になってきていて」、「背景には、社会から教育システムへの要求の過剰がある」こと、第二に、「教育と福祉、教育と経済（労働）など、教育と他のシステムとが一元化する事態が生じ」、教育システムと他の機能システムとの境界自体が曖昧化している」こと、第三に、「技術合理的に課題解決を図ろうとしたときに、知識・技術が普遍化して、公的機関と民間企業の境界や教育組織と他の組織の境界が超えられている」こと、第四に、「地域運営学校制度、学校評議員制度など、学校のガバナンス問題と呼ばれているもので」、「専門的な機能システムの正統性欠如を背景として、専門性一般と素人性—専門的な機能システムと生活世界—の境界が変容しようとしている」こと、である。

水本はその後、「無関心圏」という概念を用いて考察を行い、最後に「経営者の専門性が具備すべき要件」として、「合理性の限界を知る<方法としての合理性>を実現する知識・技術・態度であり、「学校教育には固有の合理性の限界がある。筆者はそれを学校教育独自の複雑性と呼んできた（水本2007）」（同上8頁）と指摘する（2007年の水本論文は次の通り：「組織・経営理論の展開と学校経営研究」小島弘道編著『時代の転換と学校経営改革—学校のガバナンスとマネジメント』学文社、277-286頁）。上記の“境界問題”にどれだけ自覚的になれるのか、当該論文の時点より10年以上が経過してそれぞれの“境界の変容”はさらに混迷を深めて変容しているといえるし（例えば、地方創生における学校の機能強化もそうだろう）、学校教育が有する複雑性について、どれだけ皆が、つまり、教員も行政も市民も研究者も自覚的でいられるのかは、教職／教育の専門性を考える上で外せないものだと思う。

(4) その他：要望

なお、最後に細かいことであるが、以下、記述の技術的なことで指摘をする。

- ・武雄市の事例を取り上げた際（第Ⅱ部第2章）、当該自治体のプロフィールを添えてほしかった。例えば、人口・アクセス・特徴・主要産業・学校数等。人口や学校数は当該地域・行政理解の手がかりとして読者に情報提供した方がよい。ちなみに評者が調べたところ、人口は48,619人（市公式HP最終アクセス2021年2月25日）／2022年九州新幹線西九州ルート開業予定／武雄温泉は一大観光地／農畜産業盛ん／小学校11校・中学校6校・県立の併設型中高一貫校1校（高校はこの1校のみ）。なお、「花まる学習会」は2020年度でもって市内全小学校で導入完了とのこと。
- ・NBPTSによる認定方法の具体的な手順に関する情報がほしかった。これは「書類審査」のみなのか、何か実地調査（授業参観やヒアリング等）はあるのかなのか等。
- ・どの部分を「脚注」にするか、それは筆者の自由裁量であるが、これはぜひ本文にて明記したら、よりよかったのではないかと思われる「脚注」がいくつかあった（第Ⅱ部第4章：註3～6）。